移民法

第1章 一般条項

第1条

本法律は、カンボジア王国の領域内に滞在する目的で訪れた全ての外国人を管理 することを目的とする。

第2条

カンボジア国籍を有しない者は、その国籍、信条、宗教又は出身地に基づく区別によることなく、全て外国人とみなされる。

第3条

本法律は、カンボジア王国が締約している国際条約の規定を遵守する義務を負う場合のみを除き、全ての外国人に適用される。このことは、本法律の発効前に自らの住居を設けていた外国人についても同様とする。

第4条

カンボジアへの移住及び滞在許可に関する目的において、外国人を次の3種類に分類する。

- 1. 非移住外国人
- 2. 移住外国人
- 3. 個人投資家の移住外国人

第5条

外国人の管理は、内務省の管轄に属する。内務省は、移住に関する事務を行う部 局を組織する。

第6条

内務省は、外国人登録に関する手続、並びに在留カード、出入国査証、レセパセ、パスポート及び外国人に関するその他の同等の書類の発行、確認及び管理に関する手続を定める。

第2章 非移住外国人

第7条

非移住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 1. 外国の領事館若しくは大使館に勤務する公務員,外国使節の代表者,カンボジア 王国政府からの要請又は当該政府との契約に従いカンボジア王国を訪れている国 際的な専門家及びその他の者(共にカンボジアに滞在する家族及び人員を含む)。
- 2. カンボジア王国政府から許可を得てカンボジア王国に入国した軍人,役人,公務員,外国公務員及び学生並びにそれらの家族。
- 3. 引き続き自らの最終目的地に向かうために、移動手段を待って待機している移動中の旅行者。この場合における当該旅行者の滞在期間は、不可抗力による場合を除き、1週間を超えてはならない。
- 4. 帰りのチケットを所持している旅行者。当該旅行者の滞在期間は、政令で定めるものとする。
- 5. 商業代表,銀行家及び自らが携わる事業における関係性を築く目的でカンボジア 王国に入国するその他の実業家。この場合,これらの者の滞在期間は,3か月を 超えてはならない。その他,正当な理由が示された場合,これらの者は,カンボ ジア王国政府から許可を得て,3か月を上限として滞在期間を延長できる。
- 6. カンボジア王国の領域に接する国境付近に居住し、越境のための数次許可を受けている外国人。本第7条6項の適用条件は、政令で定める。
- 7. 食料品を確保する間,海港及び空港で待機している旅行者,船員及び航空機パイロット。
- 8. カンボジア王国政府から許可を得てカンボジアの海岸で漁をしている外国人。

第8条

カンボジア王国での滞在を許可された非移住外国人は、次に定める義務を負う。

- 1. 事前に、カンボジア王国の外交機関、領事館、又は外国においてカンボジア王国の利益を代表する外国機関を通じて、カンボジア王国政府から入国査証を取得しなければならない。移動中の者、船員及び航空機乗務員に対しては、当該船舶又は空港の外に出た時点でこの許可をカンボジア王国の管轄機関から交付する。
- 2. 上記第1項に定める機関から取得した入国査証が付された自らのパスポート又は その他の同等の渡航文書を携帯しなければならない。
- 3. 査証料並びに空港使用料及び港湾施設使用料を支払わなければならない。これらの料金に関する支払い条件は、政令で定める。

第9条

本法第8条に定める条件を満たさない非居住外国人は、カンボジア王国政府から別途許可を得た場合を除き、カンボジア王国に入国してはならない。

国家の安全に関わる場合、管轄機関は、第 8 条に定める条件がすべて満たされている場合であっても、非移住外国人によるカンボジア王国への入国を禁じることができる。

第3章 移住外国人

第10条

次に該当する外国人は、移住者とみなすことができる。

- 1. 工業,商業,農業又はサービス業に関する自らの職務を履行し,又は活動を行うことを目的として適法にカンボジア王国に入国した外国人。
- 2. 本法第7条のいずれの区分にも該当しない外国人。

第11条

本法第 8 条に定める条件をすべて満たす移住外国人は、カンボジア王国に滞在することができる。ただし、次に定める義務についても、すべて履行しなければならない。

- 1. カンボジア王国に対して経済的、社会的、技術的、科学的又は文化的利益を与え うる資質を備えていることを証明すること。
- 2. 最終的な帰還の際の旅費の支払いに必要となる適切な金額の担保金又は保証金を 預託すること。また、自らの生計を維持することができる十分な資金を有してい なければならない。この預託金の金額は、政令で定める。
- 3. 自らの職務を履行する適切な身体的能力を備えていること。移住元の国の医師が発行した診断書を、労働契約書と共に交付しなければならない。
- 4. 出国元の国の管轄機関が付与した証明書を有していること。
- 5. 国家の安全に関わる場合、移住外国人は皆、カンボジア王国が要求するその他の 必要な条件についても、すべて満たす義務を負う。このことは、上記各項に定め る全ての条件を既に満たしている場合であっても同様とする。

第 12 条

移住外国人としての承認については、内務省の省令により決定する。

第13条

カンボジア王国への入国が許可された全ての移住外国人又は非移住外国人は,到 着時及び出国時の両方の時点で移民警察の検問所に出頭しなければならない。外国 人用出入口は,全て内務省が決定し管理する。

第14条

全ての移住外国人は、到着後 48 時間以内に、自らが滞在する予定の市又は州の警察署の外国人事務所に出頭し、在留カードに関する手続きを完了させなければならない。この申請書を提出後、当該外国人に対して受領証が交付される。

第15条

移住外国人が居住地を変更する場合は、転出する前に、当初居住していた市又は州の警察署の外国人事務所に要求して、自らの在留カードに関する証明書を取得し

なければならない。また移住外国人は、新たな居住地に到着後 48 時間以内に上記と同様の手続を履行しなければならない。

第16条

カンボジア王国の管轄機関により何らかの捜索が行われる場合,本在留カードを提示しなければならない。本在留カードの保有者が本法律の規定を遵守しない場合は、カードを返還させることができる。移住外国人が上記の返還を求められた場合、当該外国人は、7日以内にカンボジア王国の領土から出国しなければならない。状況に応じて、管轄の市又は州の警察署からの要請があった場合、内務大臣は、3か月を上限としてこの期限を延長できる。

移住外国人としての承認の取り消しについては、内務省の省令により決定する。

第17条

原則として、外国人はカンボジア王国の領土内を自由に旅行することができる。 ただし、内務大臣は、必要に応じて外国人の旅行を禁ずる規定を宣言したり、特定 の地域について全ての移住外国人若しくは非移住外国人による立ち入り若しくは居 住を禁止したり、又はこれらの地域若しくはカンボジア王国内のその他の地域から 立ち退かせることができる。

第18条

全ての種類の住居の所有者又は入居者は、移住外国人又は非移住外国人がいる場合、24 時間以内にその旨を管轄機関に報告しなければならない。

第 19 条

外国人から仕事の提供を受けた場合,使用者は,カンボジア王国の労働法を遵守 しなければならない。内務省は,社会福祉・労働・退役軍人省と連携して,全ての 工場,企業,会社及び施設に在籍する外国人労働者の就労許可証を検査し,管理す る権限を有する。

第 20 条

市及び州の警察署は、管轄地域内に居住する移住外国人が死亡又は失踪した場合、 外国人管理局に報告しなければならない。

第 21 条

最初に交付する在留カードの有効期限は2年間とし,2年に1度ずつ延長を申請できる。在留カードの新規取得申請書又は延長申請書の記入は,本法第14条に定める機関の面前で行う。

上記の期間を超えて滞在した場合,在留カードの新規取得申請又は延長申請の手続きを怠ったカード保有者は,不法に滞在している状態にあるとみなされる。内務省は,大臣の宣言により,在留カードの管理,発行及び申請,並びに申請条件に関してとるべき措置を定める。移住外国人は,政令の定めに従い,在留カードの原本

若しくは写し又はこれに相当する書類の発行に関して料金及び税金を支払わなければならない。

第22条

市及び州の警察署は、管轄地域内に住居を設けた、又は定住する予定である外国 人すべてを監視する責任を負う。

第23条

カンボジア王国を一定期間離れることを予定している全ての移住外国人は、出国 及び再入国に関する許可を内務省から得なければならない。原則として、この場合 における海外での滞在期間は 3 か月を超えてはならない。ただし、正当な理由があ ることを証明した場合、6 か月を上限としてこの期間を延長できる。出入国を許可す る場合に課すべき料金又は税金は、政令で定める。

第24条

上記で認められた期間を経過した後に再入国する場合,当該再入国者は,新たな 入国査証を申請しなければならない。当該申請者は,この目的において新たに到着 した移住外国人とみなされる。

第4章 個人投資家の移住外国人

第25条

個人投資家の移住外国人とは,カンボジア王国の投資法の規定に基づき投資を行う目的でカンボジア王国に入国する外国人をいう。

第26条

個人投資家の移住外国人は、次の2種類に分類される。

- 1. 自らの投資の実行可能性を研究するためにカンボジアに入国する外国人。
- 2. カンボジア開発評議会から「投資承認書」を既に受け取っている外国人。

第27条

自らの投資の実現可能性を研究するためにカンボジアに入国する外国人は,第3章「移住外国人」に定める規定を遵守しなければならない。ただし,その滞在期間が1年間である場合は,この限りではない。1年間の滞在を終えて,特定の分野への投資が実現不可能である場合,当該投資家は,その時点までに担保金又は保証金として預託した金銭を回収することができる。この預託金の回収により,その後カンボジア王国に滞在する権利は消滅する。

第 28 条

カンボジア開発評議会から「投資承認書」を既に受け取っている外国人及びその 家族は、当該「投資承認書」に定められた期間に従ってカンボジア王国に滞在でき る。これに加え、当該外国人は、カンボジア王国から発給される渡航文書を保有す ることができる。

本条の申請に関する手続は、政令で定める。

第5章

第29条

密かに、又は詐欺若しくは本法律の規定に背くその他の違法な手段を用いて、許可を得ることなくカンボジア王国に入国した外国人は、3か月以上6か月以下の拘禁刑に処された後、カンボジア王国からの国外退去に処される。

上記の違法な外国人をカンボジア王国の許可を得ずに入国させるためにそれらの 者をほう助し、又はその隠匿に協力した者は、上記と同一の拘禁刑に処する。

王国政府の管轄の役人又は代理人が上記の違反又は犯罪を共謀し,又はその実行をほう助した場合,その者は6か月以上1年以下の拘禁刑に処する。

王国政府の管轄の役人又は代理人が本法律を履行せず,又はこれに従わず有罪となった場合,その者は行政罰に処する。

上記の違反又は犯罪行為に用いられた全ての移動手段及び道具については,裁判 所が没収し,国有財産として保管する。

第30条

本法第 14 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 21 条及び第 23 条の規定に違反した外国人は, 5 万リエル以上 100 万リエル以下の罰金刑に処する。再犯の場合には, 罰金を 100 万 1 リエル以上 200 万リエル以下に増額する。

第31条

本法第 18 条の規定に違反した者は、1 万リエル以上 3 万リエル以下の罰金刑に処する。再犯の場合には、罰金を 3 万 1 リエル以上 6 万リエル以下に増額する。

本法第19条の規定に違反した者は、20万リエル以上50万リエル以下の罰金刑に処する。当該違反を継続して繰り返す者は、1か月以上3か月以下の拘禁刑に処する。

第32条

在留カード,就労許可証若しくは労働雇用契約書に記載された氏名をはがし,消し,カーボンコピーを作成し,偽り,貸し出し,若しくは虚偽の氏名を書き入れた者,自らの氏名とは異なる氏名でこれらの書類を利用した者,又はこれらの上記書類に関して虚偽の申請をした者は,5年以上15年以下の拘禁刑に処する。

上記行為の共犯者は、同一の刑罰に処する。

第33条

本法律の規定に定める全ての罰金の徴収は、内務省の管轄とする。

第34条

本法律に定める主刑の他に、場合に応じて、カンボジア王国の領土外への国外退去などのその他の付加刑を科すものとする。

第6章 国外退去

第35条

内務大臣は、本法律の規定に違反した全ての移住外国人に対してカンボジア王国からの国外退去を命じる。

第36条

内務大臣は、次のいずれかに該当する外国人に対して、カンボジア王国からの国 外退去を命じる権限を有する。

- a. カンボジア王国の国家安全を脅かす行為又は活動を行う場合。
- b. 管轄の省庁が具体的な証拠を全て収集した結果,カンボジア王国の国家安全に反する考えを有することが証明された場合。
- c. 就労許可証を取得せずにカンボジア王国内で就労している場合。

第37条

内務大臣は、違法にカンボジア王国に入国した全ての外国人をカンボジア王国から退去させる。

第38条

国外退去決定は、内務大臣の署名日後、直ちに実施されなければならない。当該 外国人は、2か月以内に裁判所に異議を申し立てる権利を有する。

第39条

国外退去は、内務大臣による公式決定後7日以内に実施する。ただし、その実施について仮の差止め命令が裁判所から出ている場合は、この限りでない。

第7章 最終規定

第40条

本法律に反する規定が別途定められた場合、当該規定は無効とみなされる。

第41条

本法律は, 直ちに公布する。

本法律は、カンボジア王国の国民議会により、その第 1 期国会の特別会期中の 1994 年 8 月 26 日 に可決された。

プノンペン 1994 年 8 月 26 日 国民議会議長代行 署名及び押印 SON SOUBERT